

離職理由	分類・詳細	添付書類	喪失原因	離職区分	給付制限			
定年	高齢者雇用安定法の雇用確保措置を導入している	就業規則 再雇用規定等	2	2E	なし			
	高齢者雇用安定法の雇用確保措置を導入していない (例：60歳定年、希望者全員の再雇用制度なし)	同上	3	1A	なし			
雇用期限の到来	定年再雇用満了	雇用契約書 就業規則 再雇用規定等	2	2E	なし			
	採用時に定めた期限、規定上の更新上限（回数、期間等）の到来	(1) 採用当初は無かった契約更新上限が追加、又は不更新条項が追加された	【離職理由】3契約期間満了(1)〇、(2)1回、通算、更新回数 【具体的事情記載欄(事業主用)]上限追加					
		(2) 採用当初の契約更新上限が、その後引き下げられた	【離職理由】3契約期間満了(1)〇、(2)1回、通算、更新回数 【具体的事情記載欄(事業主用)]上限引下げ	同上				
		(3) 基準日（改正労働契約法公布日＝平成24年8月10日）以後に締結された4年6か月以上5年以下の契約更新上限が到来した（定年後の再雇用に関し定められた雇用期限の到来は除く）ことにより離職した ただし、基準日前から、同一事業所の有期雇用労働者に対して、一様に4年6か月以上5年以下の契約更新上限が設定されていた場合を除く	【離職理由】3契約期間満了(1)〇、(2)1回、通算、更新回数 【具体的事情記載欄(事業主用)]4年6か月以上5年以下の上限	同上				
上記(1)～(3)以外	雇用契約書 更新上限の規定等	2	2D	なし				
労働契約期間満了	1. 派遣労働者以外（有期契約社員等）	①更新又は延長することの確約・合意あり (例：雇用契約で「原則、自動更新」)	本人が更新を希望した	2	2B	なし		
			本人が更新を希望しなかった	2	2D	なし		
		I) 雇止めしない旨の明示あり	本人から希望に関する申出なし	2	2B	なし		
			同上	2	2D	なし		
		②更新又は延長することの確約・合意なし II) 雇止めしない旨の明示なし (例：更新する場合あり)	本人が更新を希望した	2	2C	なし		
			本人が更新を希望しなかった	2	2D	なし		
	2. 派遣労働者	A) 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否した	①事業主から直前の更新時に雇止め通知あり	本人から希望に関する申出なし	2	2C又は2D	なし	
				本人が更新を希望した	2	2A	なし	
		B) 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかった	②事業主から直前の更新時に雇止め通知なし	本人が更新を希望しなかった	2	2D	なし	
				本人から希望に関する申出なし	2	2A	なし	
			(1) 通算契約期間3年未満	①更新又は延長することの確約・合意あり (例：雇用契約で原則自動更新)	本人が更新を希望した	2	2A	なし
					本人が更新を希望しなかった	2	2D	なし
(2) 通算契約期間3年以上かつ更新1回以上	I) 雇止めしない旨の明示あり	本人から希望に関する申出なし	2	2B	なし			
		同上	2	2D	なし			
II) 雇止めしない旨の明示なし (例：更新する場合あり)	本人が更新を希望した	2	2C	なし				
	本人が更新を希望しなかった	2	2D	なし				
本人から希望に関する申出なし	本人が更新を希望した	2	2C又は2D	なし				
	本人から希望に関する申出なし	2	2A	なし				
本人から希望に関する申出なし	本人が更新を希望しなかった	2	2D	なし				
	本人から希望に関する申出なし	2	2A	なし				
最終の雇用契約書	2	4D	あり					
	同上	2	2B	なし				
同上	2	2D	なし					
同上	2	2D	なし					
同上	2	2B	なし					
同上	2	2D	なし					
同上	2	2C	なし					
同上	2	2D	なし					
同上	2	2C又は2D	なし					
同上	2	2A	なし					
同上	2	2D	なし					
同上	2	2A	なし					
重責解雇	労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇	解雇予告除外認定決定通知等 【除外認定がない場合】 経過書 社内懲罰稟議書 就業規則 新聞記事等	2	5E	あり			
		その事実が確認できる書類 振込明細 貸金台帳 タイムカード等	2	3A				
労働者の判断による職場の問題	(例：労働条件の著しい相違、賃金遅配、賃金低下、過度な時間外労働、就業環境の著しい問題（セクハラ・パワハラ）、事業所の法令違反など） 自主的な退職であっても判断基準に該当すれば特定受給資格者と認められる。本人の主張を元に判定されるが、事業所に対し事業所の見解や証拠資料の提出を求められることもある。		2	3A				
			2	2D				
その他	病気等休職期間満了	就業規則 休職発令通知等	2	2D				
	週20時間未満や取締役など 適用外の勤務に変更	事業主からの申し入れ 本人からの申出 ※契約満了時に適用外の条件で更新した場合は「契約満了」として扱う	2	3C				
		雇用契約書 タイムカード等	2	4D	あり			

ハローワークで扱う雇入れ関係助成金は、
 ・会社都合退職者（喪失原因＝3）がいると、その前後6ヶ月不支給。
 ・喪失原因＝2の特定受給資格者（3A）が全被保険者の6%超かつ4人以上いると、その前後6ヶ月不支給。